- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字薄木谷 2990
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 194 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡清和村大字郷野原字西境ノ谷 2317 の 5 の 1 (次の図に示す部分に限る。)、字境ノ谷 2342 の 17
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに清和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 195 号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 アサヒ物産ケイ・	代表取締役	八代市大村町 846 番地の 1	平成 16 年 3 月
エム・サポート	上田和子		1日

熊本県告示第 196 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	事業の種類
	の所在地及び代表者の氏名			
君島タクシー訪問介護ス	合資会社 君島タクシー	平成 16 年	43000100167112	身体障害者
テーション	水俣市大園町一丁目3番3号	3月4日		居宅介護
水俣市大園町一丁目3番3	君島 勇			
号				

熊本県告示第 197 号

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子